

裁量労働制実態調査のための事前確認

(適用事業場用)



	※ご回答内容についてお尋ねすることがございます。お手数ですが、ご記入されたご担当者様のお名前・お電話番号等をお書きください。												
	お名前												
	部署名												
	お電話番号												
	法人番号												

名称・所在地等に変更がありましたら訂正をお願いします。
この事前確認は、裁量労働制導入事業場を対象としています。
もし現在、貴事業場が裁量労働制を導入していない場合は、右のチェックボックスに「✓」をつけてそのままご返送ください。

☐	現在、裁量労働制を導入していません
--------------------------	-------------------

＜本体調査の発送先に関するお伺い＞
今後の本体調査において、調査票を本社等に送付されることをご希望の場合は、事前確認のご返送の際、こちらにその本社等の名称・所在地等をご記載ください。
※空欄の場合は、今後の本体調査においても、今回お送りした事業場様宛に調査票を送付させていただきます。

本社等の名称：	本社等の所在地：	
	〒 —	
本社等の部署：	都府 道県	市町 区村

＜廃業等のご連絡のお願い＞
令和1(2019)年8月1日現在で廃業等している場合は本体調査の対象外となりますので、下記事務局までご連絡をお願いします。

1 内容、記入方法に関するお問い合わせ

裁量労働制実態調査実施事務局お問い合わせ窓口
フリーダイヤル：_____（平日 9:00-18:00）
※一部のIP電話からはご利用頂けません。お手数ですが_____をご利用ください。
その際通常の固定電話への通話料がかかります。
＜調査実施主体＞ 厚生労働省 労働基準局労働条件政策課

2 記入上の注意

- (1) 令和1（2019）年8月1日現在の状況について記入してください。
- (2) この確認票は、人事について把握されている方が記入してください。本社の方に記入いただいた場合は、本社から返送していただいても構いません。
- (3) ご記入いただいた確認票は、お手数ですが、ご記入漏れなどがないかをお確かめの上、返信用封筒（切手不要）にて、9月18日（水）までにご投函下さいますようお願い致します。
- (4) 万が一確認票等が複数部届いた場合には、お手数ですが必ずご連絡をお願いします。ご回答の際は、1部のみご記入・ご返送をお願いします。

3 オンラインでもご回答いただけます

政府統計オンライン（<https://www.e-survey.go.jp>）にアクセスし、下記のID・パスワードでログインしてください。右下のQRコードからでもアクセスできます。

政府統計コード	ID（半角数字）	パスワード（半角英数字）																																
<table><tr><td>9</td><td>N</td><td>L</td><td>N</td></tr></table>	9	N	L	N	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>															<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>														
9	N	L	N																															



〈厚生労働省からのお願いについて、ぜひ一読をお願いします。（裏面へ）〉

【重要】厚生労働省からのお願い

平素より、事業主・労働者の皆様には、労働行政の推進に当たり、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

厚生労働省では、裁量労働制の制度改革案についての検討に資するため、裁量労働制の適用・運用実態を把握するために、「裁量労働制実態調査」を実施することを予定しています。今回のご協力依頼は、その調査に先立ち、いくつか事前の確認をさせていただくものとなります。

昨年の「働き方改革関連法案」に関する国会審議等において、適切な統計手法に基づく裁量労働制の実態把握の必要性が指摘されました。

このため、厚生労働省として、昨年、統計学・労働経済学の専門家や労使関係者による検討会を設け、適切な調査設計・調査事項等の検討を行いました。

その後、調査は、総務大臣の承認を得て、統計法に基づく統計調査として、厚生労働省が自ら行うこととなっています。

調査では、裁量労働制の適用・非適用によって、同じ業務を行っている労働者でどの程度労働時間などに違いがあるのかや、裁量労働制を導入している事業場に求められる健康確保の措置などの運用実態等について、地域、事業場規模などで偏りなく把握できるよう調査設計しています。

その結果、裁量労働制の適用がない事業主・労働者の方を含め、ご協力をお願いすることとなったものです。調査結果は、今後の厚生労働省における裁量労働制の制度改正案の検討の基礎となります。

このような重要な調査を行うための事前確認であることにかんがみ、ご多忙の折、大変恐縮ですが、何卒、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、この事前確認によって得られた情報は、労働基準監督などの目的で利用されることは決してありません。

また、この事前確認は、オンラインシステムをご活用いただくことが可能です。
これにより、正確な記載や、記入漏れの防止等にもつながり、皆様のご負担も減ることとなりますので、ぜひオンラインシステムをご活用ください。

以上、何卒よろしくお願いいたします。

令和 元 年 8 月
厚生労働省労働基準局長

【事前確認】

ご多忙のところ恐れ入りますが、何卒ご協力の程よろしくお願いいたします。
令和1（2019）年8月1日時点の状況をご回答ください。

貴事業場で、**裁量労働制が適用されている常用労働者**（短時間勤務の方は除く）は何人いますか。業務ごとに教えてください。

（貴事業場が派遣先となって受け入れている派遣労働者の方、雇用契約が1か月未満の方はカウントしないでください。）

※これは、調査を行う上で必要な調査票の数の目安を得るためにお聞きしているものですので、大体の数でもかまいません。いない場合は、空欄でかまいません。

業務の種類	人数
※下のリストから該当する番号を選んでください。	※概数でもかまいません。
	人（くらい）
	人（くらい）
	人（くらい）
	人（くらい）
	人（くらい）

＜業務の種類＞

※ 複数業務に従事する労働者がいる場合は、その労働者が従事する主な業務においてカウントしてください。

1	新商品・新技術の研究開発又は人文科学・自然科学に関する研究業務	11	金融派生商品等の開発の業務
2	情報処理システムの分析、設計の業務	12	大学における教授研究の業務（主として研究に従事するもの）
3	新聞・出版の事業における記事又は放送番組の制作のための取材・編集の業務	13	公認会計士の業務
4	デザイナーの業務	14	弁護士の業務
5	放送番組・映画等の制作の事業におけるプロデューサー、ディレクターの業務	15	建築士の業務
6	コピーライターの業務	16	不動産鑑定士の業務
7	システムコンサルタントの業務	17	弁理士の業務
8	インテリアコーディネーターの業務	18	税理士の業務
9	ゲーム用ソフトウェアの創作の業務	19	中小企業診断士の業務
10	証券アナリストの業務	20	事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務

これで確認は終わりです。ご協力ありがとうございました。